

就学児通園
(放課後等デイサービス)

えぶりクラブのご案内



千葉県千葉リハビリテーションセンター
児童発達支援センター

千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2

☎043-291-1831 (代表)

1 放課後等デイサービス えぶりクラブの概要 P1～P3

- 1) 目的
- 2) 対象
- 3) 職員の体制
- 4) 内容
- 5) 実施日と時間
- 6) 実施場所
- 7) 1日の定員
- 8) 送迎
- 9) 1日の流れ
- 10) 主な年間予定
- 11) おやつ
- 12) 入浴サービス
- 13) クラブでのリハビリについて
- 14) 1日えぶりクラブについて
- 15) 費用について
- 16) 個別相談
- 17) 連絡ツール

2 えぶりクラブを利用するにあたって P3～P5

- 1) 利用開始までの流れ
- 2) 個別支援計画
- 3) 提出書類
- 4) 持ち物
- 5) 利用希望について
- 6) 利用前の健康チェックについて
- 7) 欠席の連絡
- 8) 災害時の対応について
- 9) 学級閉鎖等の対応について
- 10) 外来受診について

3 その他 P6

- 1) 苦情解決・第三者機関
- 2) 個人情報
- 3) 実習生の受け入れ



1 放課後等デイサービス えぶりクラブの概要

1) 目的

療育を必要とするお子さんに余暇活動や個別活動を通し、個別のニーズに応じた成長発達支援を行い、充実した時間を過ごせるよう支援します。また、健康状態の観察や生活支援、相談支援を行い、ご家族の介護負担の軽減を図り、在宅生活を支援します。

2) 対象

療育を必要とする就学児

医療的ケアが濃厚等の理由で居住地の放課後等デイサービスに充分に通えない就学児。ベッド上や車いす上での対応が可能な方。

3) 職員の体制

児童発達支援管理責任者、保育士、介護福祉士、看護師、社会福祉士、医師

4) 内容

専門職による医療ケア、生活支援を行います。

また、ガイドラインにおける本人支援の五領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」に基づいた支援内容やプログラムを実施し、個別・集団で楽しめる余暇活動を行います。

5) 実施日と時間

月・火・水・木・金 14:30~17:30

6) 実施場所

千葉リハビリテーションセンター 1階 保育室

7) 1日の定員 4名程度

8) 送迎

ご家族による自主送迎をお願いしています。

袖ヶ浦特別支援学校に通学されている方はえぶりクラブの職員がお迎えに行き担任の先生、学校看護師より引き継ぎます。



9) 1日の流れ

午後	14:30～	登所 健康チェック
	15:00～	水分補給・おやつ
	15:30～	余暇活動 入浴
	17:30	降所

10) 主な年間行事

保護者懇談会、個人面談、その他季節の行事

11) おやつ

おやつの提供はおこなっていないため、必要な方はご持参ください。

12) 入浴サービス

1日の入浴人数は1名となります。

安全な入浴サービスを提供するため、新規で入浴サービスを希望される場合は事前に2回程度の通常利用をしていただき、体調等を確認してから実施します。

13) クラブでのリハビリについて

クラブでのリハビリは実施していません。

但し、クラブ利用中に外来リハビリを希望される時は、ご家族でセラピストに連絡をし、クラブでリハビリが受けられるかを確認してください。

リハビリ可能な場合はクラブのお部屋で実施となります。その際の訓練前診察は職員が対応します。医事課にて受付と会計をお済ませください。

14) 1日えぶりクラブについて

学校の長期休暇中に、1日お預かりする「1日えぶりクラブ」を数日実施しています。対象は通常のえぶりクラブを定期的にご利用されている方になります。

15) 費用について

障害児通所支援の福祉サービス部分の利用者負担額をお支払いいただきます。

詳細は個別にお問い合わせください。負担上限額は所得や健康保険の種類に応じて決まります。請求書は、毎月末に締め、翌月中にご自宅へ郵送します。請求書を受け取りましたらなるべく早めに会計窓口でお支払ください。

銀行引き落としも可能ですので、ご相談ください。

上記以外に入浴に係る日用品費および水道光熱費として、入浴1回につき200円ご負担いただきます。

16) 個別相談

必要に応じて、面談や家庭訪問、地域の通所施設への訪問等も実施します。
ご相談がありましたら、遠慮なく職員にお声かけください。

17) 連絡ツール

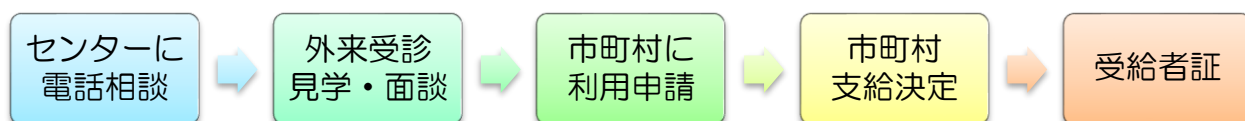
- 一斉メールサービス「まちコミ」の登録をお願いします。
「まちコミ」ではえぶりクラブからのお便りや、ご案内を一斉メールで送信します。
- メール登録もお願いします。メールは個別でのやりとりや、緊急時の連絡に使用します。



2 えぶりクラブを利用するにあたって

1) 利用開始までの流れ

ご利用を希望される方は、当センターに電話にてご相談の上、見学・面談に来ていただきます。当センター小児神経科の受診歴がない方は、受診が必要になります。ご家族がお住まいの市町村障害福祉担当課に利用申請を提出していただくと、市町村より利用決定が通知され受給者証が送付されます。



2) 個別支援計画

ご利用にあたり、児童発達支援管理責任者がご本人、ご家族と個別面談を行い、個別支援計画書を作成します。ご家族から同意を得て、個別支援計画に基づき個々のニーズに応じた支援を行います。

3) 提出書類

- 健康保険証・受給者証（コピーさせていただきます。）
- 身体障害者手帳・療育手帳（コピーさせていただきます。）
- 利用者情報用紙
- 契約書
- 重要事項説明書
- 通園事業利用に関わる情報提供についての同意書
- 利用者の写真・ビデオ撮影、掲載等についての同意書



4) 持ち物

- ・持ち物には全てお名前を記入してください。
- ・高価な物、危険な物はお持ちにならないでください。
- ・バッグはクラブ用の物を各自ご用意ください。

① えぶりクラブファイル（通園記録）

② 着替え 1～2セット

③ 内服薬

※1 回分ずつホチキス等でとめ誤薬を防ぐため必ず記名してください。

※冷所保存の必要な薬は、朝のうちにクラブにお持ち下さい。

※予備として1 回分お持ち下さい。

※予約依頼書のご記入をお願いします。

④ 医療機器・医療物品（呼吸器、吸引器等の必要なもの）

⑤ 注入物・おやつ

- ・常温保存できるゼリー・スナック等未開封のもの…荷物の中に入れて下さい
- ・ヨーグルト・プリン等、要冷蔵のもの
…未開封のものに記名し、ご家族が朝のうちにクラブにお持ち下さい。
冷蔵保存いたします。
- ・注入ボトル・シリンジ・胃瘻チューブ
…クラブ用にすぐ使える状態でお持ちください。麦茶・白湯は、クラブでご用意いたします。

⑥ 紙オムツ、おしりふき、廃棄用のビニール袋

…分かりやすくひとまとめにしてください。

⑦ タオル等

5) 利用希望について

利用希望はメールにてお知らせください。

ご利用希望の締め切りは前月の 15 日となります。

利用調整後、利用日と入浴日について、メールにてお知らせします。

6) 利用前の健康チェックについて

- ① 利用日は、ご自宅で健康状態をよく観察し、検温等の必須事項を通園記録に記載してください。
- ② 日中の様子は、学校の担任や看護師から引継ぎを受けます。
- ③ 登所時、職員がご本人の健康チェックを行います。状況によっては、利用をお断りし、お迎えをお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ④ 健康状態の良くない日や、ご家族に感染症に罹患されている方がいる場合はご利用をお控えください。
- ⑤ 利用前の健康チェックについて、判断に迷う場合は電話でご相談ください。

7) 欠席の連絡

① 当日の場合

電話で朝 8 時 45 分～14 時までの間に、
下記、児童発達支援センター 通園科までお願いします。

電話番号 043-291-1831

(児童発達支援センター：通園科 内線175)

② 事前にわかっている場合

キャンセル待ちをされている方もいますので、分かり次第早めにご連絡ください。

③ 欠席時対応加算

利用予定日の当日、前日、前々日（土日祝を除く）に欠席のご連絡があった場合に算定させていただきます。

1 回あたりのご本人負担は94円となります。

8) 災害時の対応について

えぶりクラブご利用中に大規模な災害が発生し、お迎えが困難な場合は、袖ヶ浦特別支援学校で管理している常備薬や注入物、衣類を使用し、センター内で待機します。道路事情等、回復次第お迎えをお願いします。

袖ヶ浦特別支援学校以外の学校に在籍の方は、個別にご相談ください。

9) 学級閉鎖等の対応について

学級閉鎖・学年閉鎖の際は、当該学級・学年の方は、ご本人の感染の有無に関わらずご利用はできません。感染拡大を防ぐためご理解ください。

10) 外来受診について

えぶりクラブ利用中に体調不良などで診察を受けた際は、外来受診扱いとなります。医事課で受付をしていただき、実施された医療処置の料金を保険請求させていただきます。



3 その他

1) 苦情解決・第三者機関

通園事業における苦情やご相談は苦情受付窓口にて承ります。また、苦情解決のため、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

エレベーター横の掲示板に「苦情申出窓口について」掲示しておりますので、ご確認ください。

2) 個人情報

地域生活を支援していくために、ご家族の同意のもと地域の支援機関や医療機関学校等に必要最低限の情報を提供する場合があります。

3) 実習生の受け入れ

各専門職種養成校の実習生を受け入れています。学生が放課後等デイサービスの現場で実習を行う場合がありますので、ご了承ください。



作成 平成28年4月7日

改定 令和 3年4月1日

改訂 令和 5年4月1日

改訂 令和 6年4月1日